

## 道の駅おとふけ条例

### (設置)

第1条 本町の歴史、文化等の情報発信並びに地場産品の普及宣伝及び販売を通じて産業の振興及び交流人口の増加を図るとともに、道路利用者の利便性の向上を図り、もって本町の活性化に資するため、道の駅おとふけ（以下「道の駅」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称      | 位置  |
|---------|---|
| 道の駅おとふけ | 音更町字下音更北9線西14番地、16番地、25番地、字音更西2線1番地、字音更西3線2番地 |

### (施設)

第3条 道の駅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 農畜産物等の販売施設
- (2) 飲食提供施設
- (3) 休憩施設
- (4) 多目的ルーム
- (5) 地域情報、観光情報等の提供施設
- (6) キッズコーナー
- (7) 事務室
- (8) 公衆トイレ
- (9) 駐車場
- (10) 中庭広場
- (11) 北側広場
- (12) 西側広場
- (13) モニュメントエリア
- (14) なつぞらエリア並びに同エリア内の販売施設及び展示・休憩施設
- (15) 前各号に定めるものの附帯施設

### (事業)

第4条 道の駅において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の歴史、文化等の魅力の発信を行うこと。
- (2) 地場産品、飲食物その他の物品の販売等のための施設を提供すること。

- (3) 道路を通行する者に対し、休憩の場及び道路情報を提供すること。
- (4) 地域情報、観光情報等を発信すること。
- (5) 来場者の交流の機会を提供すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、道の駅の設置目的を達成するために必要な事業  
(指定管理者による管理)

第5条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第8条から第12条までに掲げる業務
- (3) 道の駅の利用料金の収納に関する業務
- (4) 道の駅の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が定める業務

(休館日及び開館時間)

第7条 道の駅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第3条第8号に掲げる施設の一部及び第9号に掲げる施設（これらの附帯施設を含む。次項において同じ。）については、年間を通してその利用に供するものとする。

- (1) 11月から翌年3月までの月の月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日）
- (2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

2 道の駅の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、第3条第8号に掲げる施設の一部及び第9号に掲げる施設については、1日を通してその利用に供するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、道の駅の管理運営上必要があると認めるときその他必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に休館日又は開館時間を変更することができる。

(利用の承認)

第8条 施設等を利用しようとする者（第3条各号の施設の全部又は一部を占有して利用しようとする者に限る。次条において同じ。）は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道の駅の管理運営上必要があると認

めるときは、その承認に条件を付すことができる。

(利用の不承認)

第9条 指定管理者は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道の駅の設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、道の駅の管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(特別の設備)

第11条 利用者は、施設等の利用に際し、特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（第10条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は第10条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 利用の承認を受けた後において、第9条各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、道の駅の管理運営上特に必要があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、若しくは他人に利用させ、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

(利用料金等)

第14条 利用者は、その利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用者が第11条の設備を設置した場合において必要があると認めるときは、指定管

理者は、電気料その他の当該設備に要する費用を実費として利用料金に加算して収受することができる。

- 3 前2項の規定により指定管理者に納められた利用料金及び費用（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者の収入とする。
- 4 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 指定管理者は、既納の利用料金等を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、町長が別に定める基準に従い、利用料金等の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、町長が別に定める基準に従い、利用料金等を減額し、又は免除することができる。
- 7 利用者は、指定管理者が定める支払の時期までに利用料金等を支払わなくてはならない。

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第12条の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（入場の制限）

第16条 指定管理者は、道の駅の管理運営上支障があると認めるときは、道の駅の来場者に対し、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（損害賠償の義務）

第17条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 町長は、施設等を損傷し、又は滅失した者の責めに帰することができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

（町長による管理）

第18条 第5条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、道の駅の管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により町長が道の駅の管理を行う場合においては、第7条第3項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「ときは、町長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から第12条までの規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第14条の見出し中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者」とあるのは「別表に定める額の範囲内において町長が定める額の使用料を町長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるの

は「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「既納の利用料金等」とあるのは「既納の使用料及び第2項の費用（以下「使用料等」という。）」と、「利用料金等の」とあるのは「使用料等の」と、同条第6項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条第7項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、第15条及び第16条中「指定管理者」とあるのは「町長」とし、第14条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この条例の施行の日前においても、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定に係る手続その他の準備行為を行うことができる。

別表（第14条関係）

| 区分                                | 単位            | 利用料金<br>(単位円) |
|-----------------------------------|---------------|---------------|
| 農畜産物等の販売施設、飲食提供施設及び事務室並びにこれらの附帯施設 | 1平方メートルにつき1月  | 1,400円        |
| 多目的ルームA                           | 1時間につき        | 250円          |
| 多目的ルームB                           | 1時間につき        | 390円          |
| 中庭広場                              | 1平方メートルにつき1時間 | 5円            |
| なつぞらエリア内の販売施設                     | 1平方メートルにつき1月  | 800円          |
| 北側広場                              | 1平方メートルにつき1月  | 105円          |
|                                   | 1平方メートルにつき1日  | 5円            |

備考

- 1 本表に定める利用料金は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。
- 2 利用の期間が1月に満たない期間があるときは、当該期間については日割計算により算定し、当該算定額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 利用する面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。